

神河町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要(発生段階ごとの対策)



	未発生期	海外発生期 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の 目的	・発生に備えて体制の整備・発生の早期確認	・県内発生の遅延と早期発見 ・県内での発生に備えた体制整備	・感染拡大の抑制・適切な医療を提供・感染拡大に備えた体制の整備	・医療提供体制の維持・健康被害を最小限に抑制・住民の生活及び経済への影響を最小限に 抑制	・住民生活及び住民経済の回復と第二波への備え
実施体制	・町行動計画の作成、見直し ・県・近隣市町・関係機関との連携 ・発生に備えた体制整備	・対策連絡会議の開催 ・県・関係機関との連携強化と認識の共有	・対策本部の設置(国が緊急事態宣言を 行ったとき) ・国・県の対処方針への実施・検討	・対策本部の設置(国が緊急事態宣言を 行ったとき) ・国・県の対処方針への実施・変更	対策本部の廃止(緊急事態解除宣言が行われたとき)第二派に備えた警戒体制へ移行
情報収集情報提供	実施 ・住民への情報提供	・サーベイランスの強化・拡充・新型インフルエンザ等に関する情報収集及び提供の一元化・住民からの相談に対応するため、相談窓口の設置・医師会及び近隣市町との情報交換	・感染防止対策、発症時の対応等の周知・サーベイランスの強化 ・相談窓口の強化 ・医師会及び近隣市町との情報交換強化	 ・サーベイランス体制の移行(重症者・死亡者・集団発生の把握) ・情報提供の強化(感染予防や発症時の対応方法等) ・相談窓口体制の継続 ・医師会及び近隣市町との情報交換強化 	・平常時のサーベイランス体制へ移行 ・相談窓口の体制の縮小 ・住民への情報提供と注意喚起
予防・ まん延 防止	・個人における感染対策の普及促進 ・学校・地域・職場における感染対策の周知 ・研修会等の実施	・個人における感染対策の勧奨 ・学校・地域・職場における感染対策の周知 ・学校・施設等の社会活動制限対応の準備	【共通事項】 ・住民・福祉関係事業所等への感染防止対策の強化 ・閉鎖措置の準備 【対策レベル1・2】 ・学校、保育所等、福祉関係事業所の休業等について判断 ・集客施設、集会・イベント等における感染防止対策 ・職員への健康管理の徹底 【対策レベル3】 対策レベル2に加えて実施・事業活動の自粛・住民の外出自粛要請・学校、保育所等、福祉関係事業所の臨時休業	・個人の感染防止対策の強化、外出自粛へ の呼びかけ ・学校、保育所等・福祉関係事業所への感染 対策の強化、休業等について判断 ・必要不可欠な事業継続と不急の事業活動 の縮小の検討	・実施した対策を評価・検討し、対策の見直 しを実施 ・第二波に備え住民への注意喚起
予防接種	予防接種体制の構築(特定接種の登録)住民接種の実施方法について検討	・特定接種の実施、協力・住民接種の検討、準備・予防接種に関する相談対応	・特定接種の実施、協力 ・優先順位による住民接種の広報の徹底 ・住民接種に関する情報提供と接種の実施	・特定接種の実施、協力 ・住民接種に関する情報提供と接種の実施	・第二波に備えた住民接種の継続
医療	・地域医療体制の整備・県が実施する研修会や訓練への参加	・一般医療機関における院内感染防止策の 励行・医師会との連携・救急車の適正利用の呼びかけ	 ・医師会・各医療機関との連携・二次医療圏の医療体制推進 ・専用外来での診療・搬送体制の連携 ・医療機関における院内感染対策の強化促進 	 ・軽症者は自宅療養、重症化者は入院の医療体制 ・患者発生状況による住民の医療受診方法を適宜周知(外来協力医療機関から一般医療機関) ・医師会との連携強化 ・在宅療養者への支援 	・平常の医療体制に戻す ・不足した医療器材(個人防護具等)の備蓄 ・医師会との連携
住民生活 及び経済 の 安定確保	 ・事業者に対して職場の感染対策や業務継続計画の作成への協力 ・高齢者・障害者等の要援護者への生活支援等の体制整備 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄 	・職場の感染防止対策・職員の健康管理の呼びかけ ・一時的に遺体を安置できる施設の確保の 準備	・事業有に対し使素貝の健康官理の徹底及 が贈得の成為予味が発問がの亜達	【対策レベル1・2】 ・県内発生早期と同様に対策を実施 【対策レベル3】 ・円滑な火葬の実施と遺体の適切な安置(埋葬・火葬の特例等) ・要援護者への生活支援、搬送等	・平常時の体制へと移行 ・生活必需品の安定確保